

廃棄物処理と土地の埋立て

廃棄物処理の流れと再生土埋立の現状について

平成29年8月17日
環境部廃棄物対策課

埋立ての現状

近年、再生土と称する産業廃棄物由来の埋立て資材(以下「改良土等」という。)による土地の埋立て等の増加が見受けられます。

その改良土等については、中間処理の程度により性状が必ずしも一定ではなく、高いアルカリ性を有する事例があり、周辺地域の環境への影響が懸念されます。

また、改良土等は、臭いがあり、周辺地域から苦情が寄せられることもあります。

廃棄物の処理

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

一般廃棄物
・家庭系
・事業系

市の処理施設

産業廃棄物

~~埋立行為~~

中間処理施設

最終処分場

動物の糞尿等を乾燥・焼却した残り、廃酸・廃アルカリ中和後の汚泥等

土地の埋立

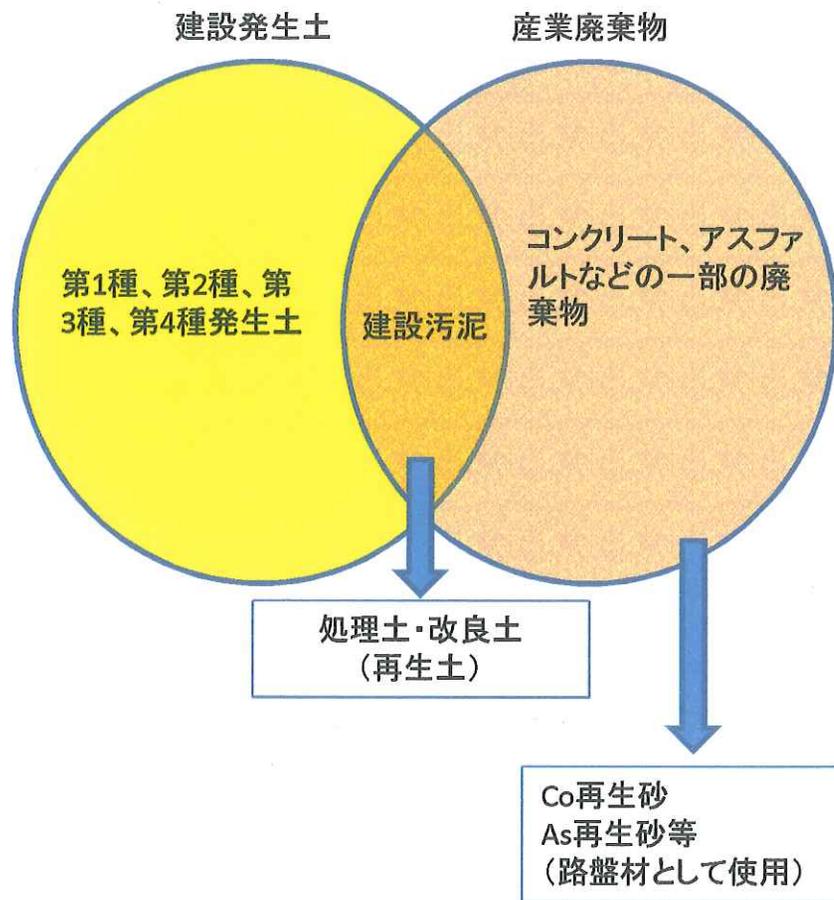
- ・上位法なし
- ・佐倉市土地の埋立及び土質等の規制に関する条例

購入山砂・残土による埋立行為

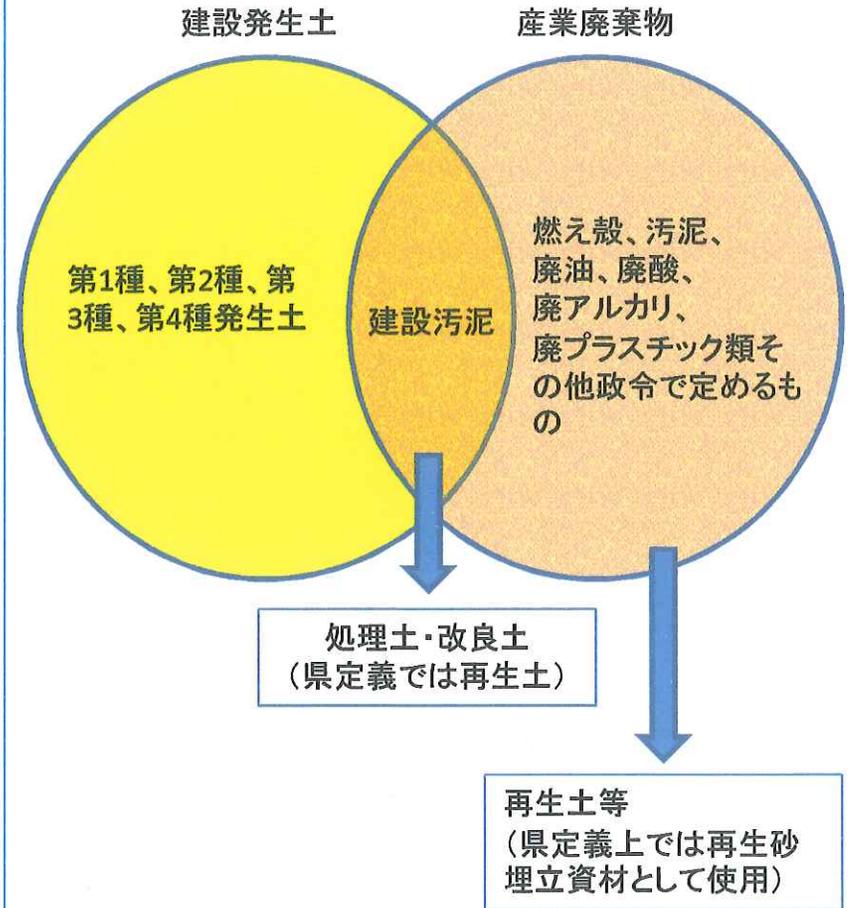
建設汚泥等

製品になった物は
規制対象外

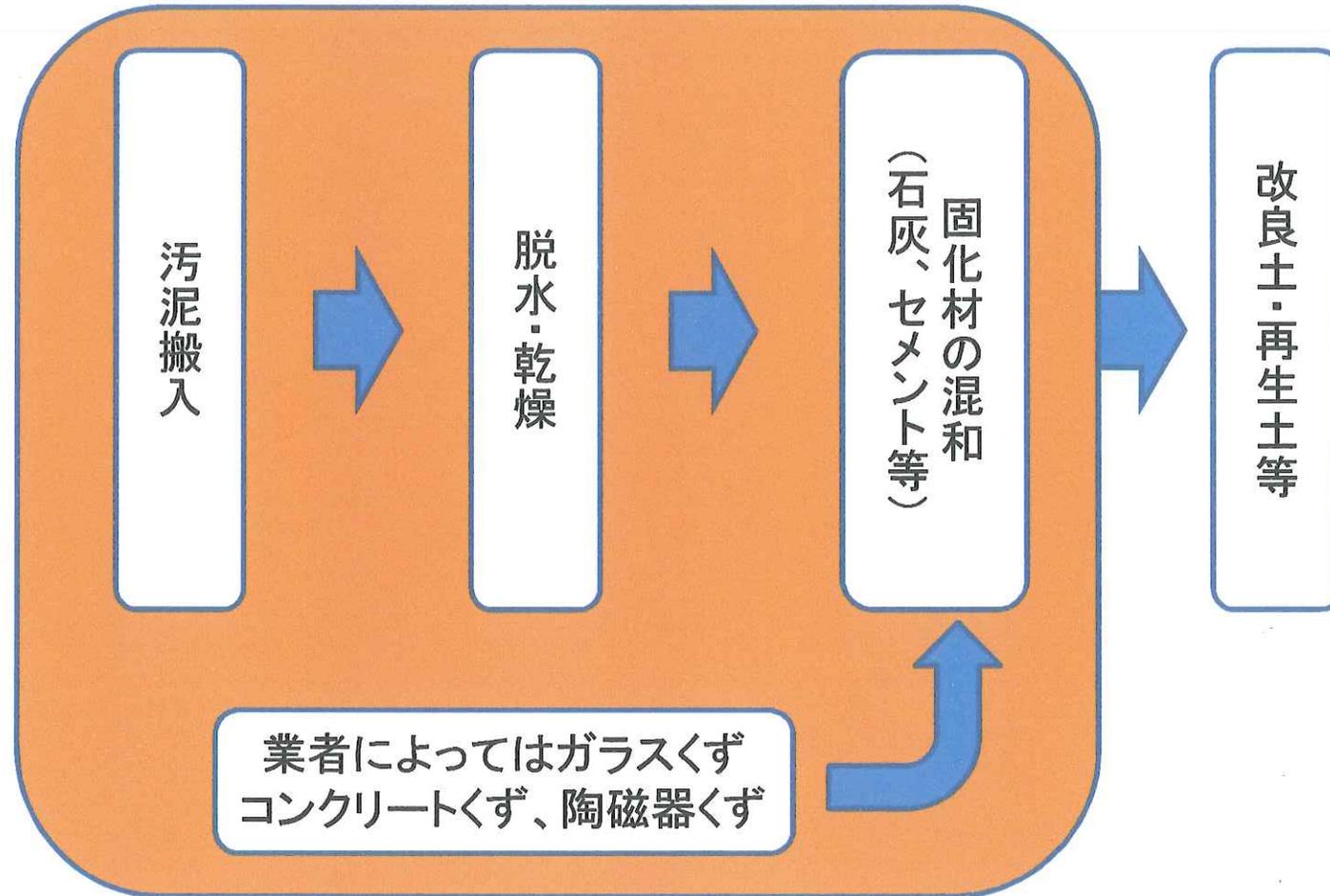
国資料から読む再生土の考え方



千葉県における再生土の定義



改良土・再生土等の製造工程(例)



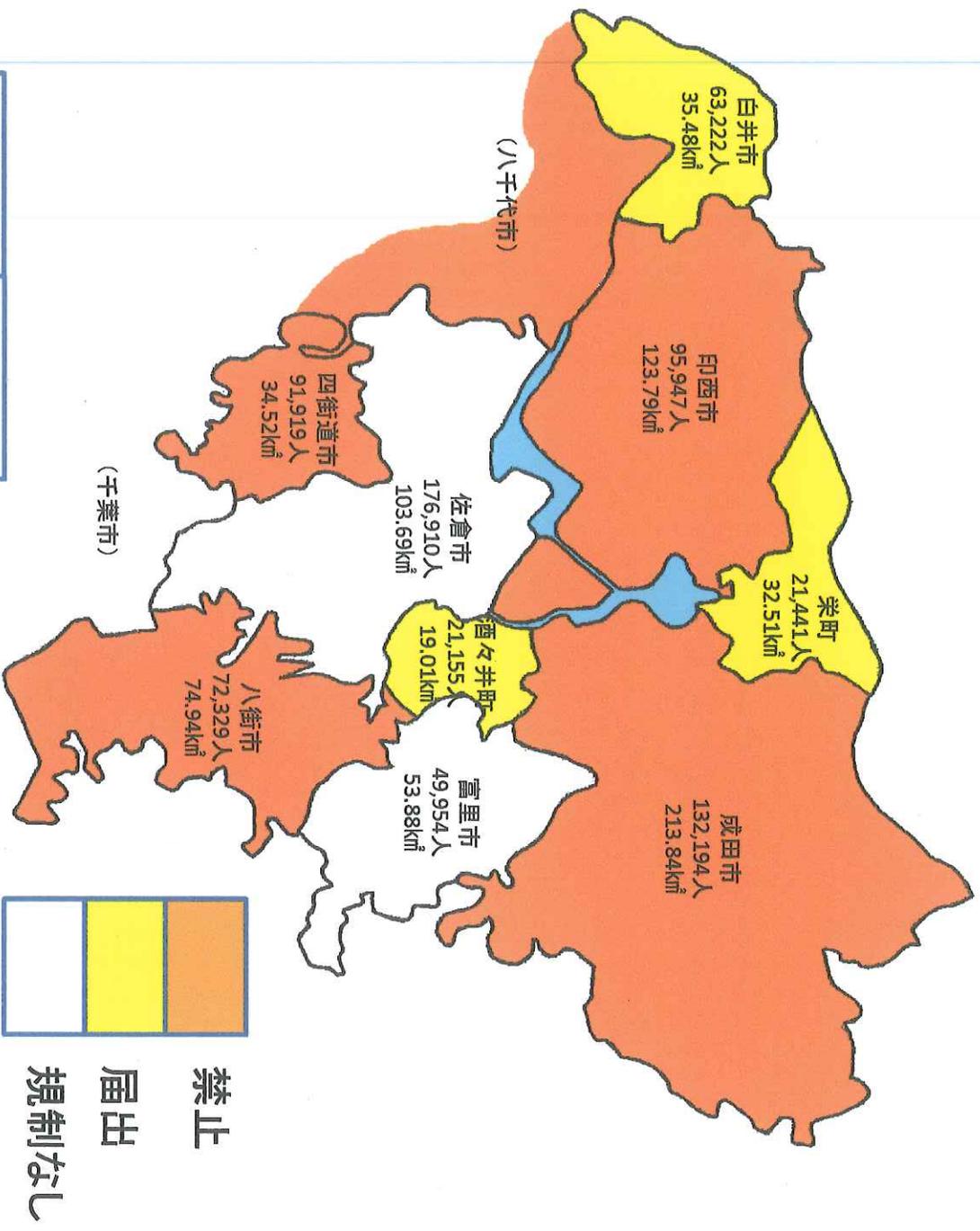
佐倉市・千葉県 規制対照表①

残土条例(自然由来の土砂)		
	佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例(自然由来の土を規制)	千葉県土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例(自然由来の土を規制)
特定事業の定義	・土地利用の形態等を問わず500㎡以上の区域を埋立等に供する事業	・土地利用の形態等を問わず3,000㎡以上の区域を埋立等に供する事業
他法令の適用	・残土条例以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受ける	
事業対象	・特定事業区域の面積は埋立等の用に供する面積をいい、事業区域以外からの土砂等で埋立等を行う区域が対象となる。	
除外	・ゴルフ場のバンカーの砂を入れ替える行為、植栽のために樹木と一緒に搬入する土砂、廃棄物処理場の覆土行為	
隣接同意	・土地所有者及び隣接地主全員 ・特定事業区域から100mの区域内に居住する者の10分の8以上	なし(土地所有者のみ同意)
使用材料	・第1種建設発生土から第3種建設発生土までは埋立可能。第4種建設発生土及び汚泥は禁止。 ・土壌の安全基準に適合する土砂等であっても、埋立等することにより、周辺環境に対して影響の恐れのある油分等を含む土砂等については、原則として搬入を禁止する。	
その他	・アスファルト舗装・天地返し等は安全基準に適合していることの確認結果後とする。 ・どんなに小規模でも発生場所ごとに発生元証明、検査試料採取調書、地質分析結果証明書が必要。 ・事業の変更は、許可期限か切れてからは認められないので、期限が切れる3～6か月程度前から余裕をもって手続きに入ること。	
pH基準	なし	なし
臭気基準	なし	なし

佐倉市・千葉県 規制対照表②

再生土(汚泥等に石灰やセメントを混合し安定処理した土砂)		
	佐倉市	千葉県再生土等の埋立て等に係る行政指導指針
再生土の定義	なし	建設汚泥その他の産業廃棄物を中間処理施設において中間処理し、有用な資材として再生したものをいう。
条例・規則等	なし	行政指導指針による
許可の有無	なし	許可ではなく届出のみ(3,000㎡以上)
隣接同意	なし	なし
検査権	なし	不適正な埋立等が疑われる場合には、廃棄物処理法または千葉県土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づき検査を実施する。
pH基準	なし	なし
臭気基準	なし	なし

再生土規制図(印旛管内)



※ 面積＝国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」H27.10.1
人口＝平成28年4月末日現在住民基本台帳調

改良土等に関する 規制(案)の概要

佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例・規則の改正

I . 現状と課題

建設汚泥その他の産業廃棄物を中間処理して埋立て用資材とした改良土等(再生土)による埋立てが頻発



千葉県は、残土条例は山砂・建築発生土等を対象にしたものであり、埋立用資材である建築改良土は条例の対象とはならないとの見解。残土条例とは切り離して3000m²以上の埋立てを行政指導



悪臭や高アルカリ性による周辺農作物等の被害が改良土等の埋立てに起因するという住民の苦情・相談



改良土等に対する市独自の条例・規則による規制

Ⅱ. 規制の強化

1. 土砂等の定義に改良土等を追加

→山砂等と一体に規制、管理

2. 許可条件の厳格化

埋立、堆積等に供する土砂等の種類を第1から3種建設発生土及び泥土を改良した改良土に限定

→建設汚泥以外を由来とする改良土は禁止

土砂等の基準に水素イオン濃度指数(pH)を追加

→高アルカリ性土砂の禁止

3. 生活環境への配慮

土砂等の埋立が生活環境に影響をあたえることのないように配慮をもとめる

→不快な臭いの発生を抑制

Ⅲ. 監督体制の強化

1. 規制対象の拡大

500m²以上から300m²以上に変更

(※千葉県は3,000m²以上を規制)

2. 確認手段の強化

中間処理、堆積保管場所を経た土砂等の一次発生場所の明示を義務化

搬入車両ごとに、土砂等の発生場所、数量等を明示する書類の作成、携帯、保管を義務化

(※条例改正は11月議会へ議案提出、4月施行予定。)